

解体工事業者の皆様へ

# ご注意ください

令和3年6月30日をもって、  
解体工事業の専任技術者要件の  
経過措置が終了します。

経過措置終了時点で、以下の  
コードで登録された専任技術者  
では、解体工事業の営業ができ  
ません。

一般：1 C、1 D、2 A、2 B、  
4 A、4 B

特定：1 C、2 A、4 A、4 B

・経過措置終了までに登録解体  
工事講習修了または解体工事の  
実務経験1年以上の要件を満た  
し、有資格区分の変更届を提出  
することが必要です。

※技術者の変更がない場合でも  
有資格区分の変更は必要です。

経過措置終了時点で、以下の  
コードで登録された専任技術者  
では、解体工事業の営業ができ  
ません（登録解体工事講習の修  
了や実務経験1年では要件を満  
たすことはできません。）。

一般：1 A、1 B、1 E、4 C、  
4 D、5 A、5 B、6 A、  
6 B、6 C、7 A

特定：1 A、1 B、1 D、1 E、  
2 B、4 C、4 D、5 A、  
5 B、6 A、6 B、6 C、  
7 A

※経過措置終了までに要件を  
満たし、変更届を提出する  
ことが必要です。

※経過措置修了時点で要件を満たした技術者がいない場合は「許可の取消」と  
なりますので、十分ご注意ください。

※コードの詳細については次ページをご参照ください。

※変更届の作成に関しては、関東地方整備局版「建設業許可申請・変更の手引き」をご参照ください。

<お問い合わせ先>

国土交通省関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係  
048-601-3151 (代表)

# 解体工事業資格一覧

▽ 該当資格に加えて、登録解体工事講習修了または解体工事に関する実務経験1年以上が必要  
 ▽ 経過措置終了以降は要件を満たすことができません

コード	資格区分		解体工事業		備考	
			一般	特定		
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	2		
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）		4	5		
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6		
建設業法（技術検定）	1A	1級建設機械施工技士（附則第4条該当）	7	9	平成27年度までの合格者	
	1B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	7	8	平成27年度までの合格者	
	13	1級土木施工管理技士	7	9	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者	
	1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	7	9	平成27年度までの合格者	
	14	2級土木施工管理技士	種別 土木	7	8	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
	1D		種別 土木 （附則第4条該当）	7	8	平成27年度までの合格者
	1E		種別 土木 薬液注入 （附則第4条該当）	7	8	平成27年度までの合格者
	20	1級建築施工管理技士	7	9	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者	
	2A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）	7	9	平成27年度までの合格者	
	21	2級建築施工管理技士	種別 建築	7	8	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
	22		種別 躯体	7	8	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
	2B		種別 躯体 （附則第4条該当）	7	8	平成27年度までの合格者
技術士法	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く） 総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）	7	9	登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者	
	4A	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く） 総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）（附則第4条該当）	7	9	平成27年度までの合格者	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」 総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」	7	9	登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者	
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」 総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」（附則第4条該当）	7	9	平成27年度までの合格者	
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」（附則第4条該当）	7	9	平成27年度までの合格者	
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」（附則第4条該当）	7	9	平成27年度までの合格者	
5A	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」（附則第4条該当）	7	9	平成27年度までの合格者		
職業能力開発促進法	6B	型枠施工（附則第4条該当）	7	8	平成28年6月までにとび土工事業の専任技術者要件を満たしていた者	
	57	とび・とび工	7	8	一般・特定とも、等級区分が2級の場合は合格後3年以上の解体工事業に関する実務経験が必要（平成16年4月1日までの合格者は解体工事業の実務経験1年以上）	
	5B	とび・とび工（附則第4条該当）	7	8	平成28年6月までにとび土工事業の専任技術者要件を満たしていた者	
	7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）	7	8	平成28年6月までにとび土工事業の専任技術者要件を満たしていた者	
	6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）	7	8	平成28年6月までにとび土工事業の専任技術者要件を満たしていた者	
施行設規業則法	6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）	7	8	平成28年6月までにとび土工事業の専任技術者要件を満たしていた者	
	60	解体工事（解体工事施工技士）	7	8		

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）

「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）

「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督の実務経験）

「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）